

**令和 7 年度農山漁村振興交付金
（都市農業機能発揮対策（都市農業共生推進等地域支援事業））
公募要領**

第 1 はじめに

都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解醸成等多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図る必要があります。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）により、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組、都市の防災協力農地の防災機能の一層の発揮のための取組、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組、都市部の空閑地を活用した都市農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

振興交付金の交付を希望する場合には、この公募要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（以下「実施要領」という。）及び農山漁村振興交付金の配分基準について（令和 7 年 6 月 6 日付け 7 農振第 659 号農林水産省農村振興局長通知。以下「配分基準」という。）を必ず確認の上、必要な提出書類を以下の公募期間内に提出願います。

公募期間：令和 7 年 7 月 2 日（水）から令和 7 年 7 月 17 日（木）まで

第 2 応募主体の要件

補助事業に応募できる者は、次に掲げる要件を満たす者としてします。

- 1 実施要領第 3 の 2 に掲げる事業実施主体であること。
- 2 事業実施主体又は事業実施主体を構成する法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第 3 事業内容等

この要領により公募を行う事業は次のとおりであり、事業内容、事業実施主体、選定要件、交付率、上限額及び事業実施期間は別表 1 に定めるとおりです。

- 1 地域支援型
 - （1）都市住民と共生する農業経営への支援
 - （2）情報発信（マルシェ開催等）に関する支援
 - （3）防災協力農地の機能の強化への支援
- 2 モデル支援型

- (1) 都市農業における有機農業等の普及への支援
- (2) 都市における農村ファンの拡大への支援
- (3) 都市部における防災機能の強化への支援

3 都市農地創設支援型

- (1) 宅地等の農地転換による都市農地の創設への支援
- (2) 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出への支援
- (3) 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地地区の導入への支援

第4 提案書の作成、提出等

1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添様式）

農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。事業の目標の設定に当たっては、別表2の例を参考にしてください。なお、交付対象経費の内容は、別紙1から別紙6までに定めるとおりです。

(2) 提案書に添付する資料

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

ア 団体の代表者や会計処理、意思決定方法等が分かる資料（設立趣意書、定款、規約等）

イ 提案者の財務状況が分かる資料（過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）

ウ 連携する団体等がある場合には、その団体等の概要が分かる資料

エ 事業費の積算資料

オ 取組を実施する農地の区域を確認できる資料（市区町村が発行する都市計画証明等）

カ 第3の1の（1）、2の（1）及び（2）並びに3に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料

（ア）整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図（イメージが分かるもので可とします。）

（イ）施設の規模決定根拠資料

（ウ）施設の管理規程又は利用規程（実施要領第12を参照してください。）

キ 第3の1の（3）及び2の（3）に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料

（ア）整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図（イメージが分かるもので可とします。）

（イ）施設の規模決定根拠資料

（ウ）施設の管理規程又は利用規程（実施要領第12を参照してください。）

（エ）取組を実施する農地が人口集中地区内に存在することが確認できる資料

（オ）事業実施予定の農地が概ね300㎡以上の農地であることが確認できる資料

※人口集中地区については、総務省ホームページ内

（https://www.stat.go.jp/data/chiri/map/c_koku/kyokaizu/index.html）

の令和2年国勢調査都道府県別境界図を御参照ください。

※地方公共団体が提案者である場合には、上記ア及びイは必要ありません。

(3) 配分基準第2の1に規定する要望等調査（以下「別紙様式1号」という。））

(4) 別紙様式1号に添付する資料

ア 配分基準別表1（成果目標に基づくポイント）の規定に基づき設定した成果

- 目標に対する現況値ポイントの根拠が確認できる資料を必ず添付してください。
- イ 配分基準別表 2（事業の継続性に基づくポイント）の番号 2 の評価項目に関する資料
- （ア）提案書に記載された内容が、「事業に必要な予算について、銀行からの融資等により適正に調達を行う計画」である場合は、そのことが確認できる資料を添付してください。
- （イ）提案書に記載された内容が、「事業完了後の持続可能な運営のため、収支計画について、公認会計士や中小企業診断士等の専門家により検証されている」場合、そのことが確認できる資料を添付してください。
- ウ 配分基準別表 3（他施策との連携に基づく加算ポイント）の規定に基づき設定した加算ポイントの根拠が確認できる資料を添付してください。

2 応募に当たっての留意事項

（1）提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体は A 4 判 10 ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の 4～11 を指します。なお、第 4 の 1 の（4）に掲げる添付資料は提案書本体の枚数から除きます。

イ 10 ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは 11 ポイント以上とします。エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

（2）過去に都市農業機能発揮対策事業（都市農業共生推進地域支援事業）の交付を受けた方は第 3 の 1 の（1）及び（2）の取組に応募することはできません。また、都市農業機能発揮対策事業（防災協力農地等地域支援事業）の交付を受けた方は第 3 の 1 の（3）の取組に応募することはできません。

（3）過去に農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策のうち都市住民と共生する農業経営の実現）の交付を受けた方は第 3 の 1 の（1）及び（2）の取組に応募することはできません。また、農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策のうち防災協力農地の機能の強化）の交付を受けた方は第 3 の 1 の（3）の取組に応募することはできません。

3 提案書類の提出方法等

（1）提出方法

第 4 の 1 に掲げる書類（以下「提案書類」という。）は、電子メール、郵送又は宅配便（バイク便を含む。）により、第 8 に記載する書類提出先へ提出してください。電子メールで提出する場合は、資料の添付漏れに注意してください。資料の添付漏れが要件不備事由に該当する場合があります。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって提出してください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX による提出は、受け付けません。

特に電子メールで提案書類を提出する場合は下記に留意してください。

ア 送信メールの件名を「都市農業機能発揮対策・提案者名・農村振興局都市農業室宛て・〇／〇（分割）」としてください。

イ メール本文には、件名、提案者名、担当者名及び連絡先電話番号を記載してください。

ウ メール容量は本文を含め7MBです。

エ 7MBを超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。なお、分割しない場合も含め、ファイル名の最後に「1／1」や「1／3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。圧縮ファイルは使用しないでください。

オ 添付ファイルは、PDF形式で提出してください。ファイル名は、「提出書類名・提案者名・〇／〇」としてください。

例1：設立趣意書・〇〇協議会・1／1

例2：提案者の活動内容の概要が分かる資料・〇〇協議会・1／3

カ メール受信後、翌営業日の17時まで又は提出期限日の17時までのいずれか早い日時にメールを受信した旨を送信者にメールで返信します。受信した旨のメールが届かない場合には、第8の「問合せ先及び書類提出先」へ連絡してください。（提出期限日においては17時直前にメールを送付しないようにしてください。メールの到達が17時以降の場合は受理できません。）

（2）提出期限

令和7年7月17日（木）17時まで（郵送の場合は同日必着）

（3）提出に当たっての留意事項

ア 提案書類において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合、提案書類に虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書類は、事業実施主体1者につき1点に限りします。

ウ 提案書類の提出部数は1部です。（郵送等により、提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようA4片面クリップ留めしてください。）

エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。

オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。

カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問合せをする場合がございますので了承願います。

第5 説明会の開催

説明会は実施しません。

事業内容の詳細については、別添の「パンフレット」を参照してください。

第6 提案書類の選定等

1 選定方法

採択する提案書類の選定は、配分基準に基づき行います。

2 選定結果の通知等

農村振興局長は、上記1を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、

それぞれ通知します。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経てください必要があります。

選定された交付候補者が辞退等した場合、交付候補者に選定されなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合がありますが、その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

第7 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般について責任を負うこととなります。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- （1）交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。
- （2）振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- （3）交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、農林水産大臣は、補助金適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。

4 成果物等の帰属

交付候補者が本事業の実施により作成した著作物（WEB サイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）に関する著作権は、交付候補者に帰属します。なお、交付候補者は、農林水産省が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、当該権利の無償利用を農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して許諾することとします。

また、交付候補者は、本事業の実施期間中及び本事業の実施期間終了後 5 年間に、本事業の成果として生じた著作権について、農林水産省以外の第三者に譲

渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様にこれらの条件を遵守することとし、交付候補者と交付事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、本事業の開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

5 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

6 事業成果等の評価に係る協力

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業評価年度以降も事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について協力をお願いすることがあります。調査には必ず協力してください。また、調査内容によっては、関係する団体やその構成員に御協力をいただくこともありますので、あらかじめ周知していただくようお願いします。

なお、事業実施後の評価及び事業の遂行状況の報告等については、交付等要綱第7及び実施要領第15に定めているほか、令和7年度事業の評価について定めた「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」（令和5年4月1日付け4農振第3553号農村計画課長・都市農村交流課長通知）をご確認ください。

7 交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんに関わらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（1）利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 交付候補者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合

における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。)

(2) 利益等排除の方法

ア 交付候補者の自社調達の場合原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

8 収益状況の報告及び納付

交付候補者は当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

9 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

10 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第8 問合せ先及び書類提出先

問合せは、以下の連絡先までお願いします。

(問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 都市農業室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL : 03-3502-5948 (直通)
電子メール : toshi-nougyo@maff.go.jp

別表 1（第 3 関係）

事項	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び上限額	事業実施期間
1 地域支援型					
（１）都市住民と共生する農業経営への支援	都市住民と共生する農業経営への実現に向けた取組を推進するため、以下の活動等を支援する。 （１）都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成 （２）都市農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備 ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設 その他当該農地の利用に必要な施設	市街化区域内の農地を有する市区町村と都市農業関係者等（都市農業者、市民農園開設者、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、都市住民、食品関連事業者、教育関係者、民間企業、特定非営利活動法人、経営コンサルタント、税理士等。以下同じ。）により構成される地域協議会	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 （１）事業実施区域が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内に所在すること。 （２）具体的な事業内容の（２）に取り組む農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ア 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地 （３）実施要領第8に掲げる基準に適合すること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 （１）交付率は、定額とする。 （２）助成額の上限は、1事業実施主体当たり250万円とする。このうち、具体的な事業内容の（２）に取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容の（１）の事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。	1年

(2) 情報発信 (マルシェ開催等)に関する支援	都市農業者と都市住民が直接触れ合うマルシェの開催など、都市農業者と消費者である都市住民の交流促進のための取組を支援する。	1 市区町村 2 農業協同組合 3 特定非営利活動法人 4 民間企業 5 地域住民、農業者、農業法人等の組織する団体 6 農村振興局長が特に必要と認める団体	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事業実施区域が、都市計画法第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内に所在すること。 (2) 事業実施区域が、原則として複数の市町村区域にまたがるものであること。 ただし、特別区及び政令指定都市にあっては、市区内において実施することが適当であると農村振興局長が認める場合は、この限りでない。 (3) 実施要領第8に掲げる基準に適合すること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 助成額の上限は、1事業実施主体当たり100万円とする。	1年
(3) 防災協力農地の機能の強化への支援	都市農業の多様な機能の一つである防災機能を強化するため、地方公共団体、都市農業者及び都市住民で組織する団体等を対象として以下の活動を支援する。 (1) 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知 (2) 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動並びに都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設整備	1 市区町村 2 市区町村が出資する団体 3 農業協同組合 4 土地改良区 5 特定非営利活動法人 6 一般社団法人、一般財団法人 7 公益社団法人、公益財団法人 8 地域住民、農業者、農業法人等の組織する団体 9 農村振興局長が特に必要と認める団体	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 市区町村が事業実施主体と連携している、又は事業実施主体の構成員であること。 (2) 防災協力農地として指定する又は指定しようとする農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ア 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 助成額の上限は、1事業実施主体当たり150万円とする。このうち、具体的な事業内容の(2)に取り組む場合の助成額の上限は、50万円又は本事	1年

			内の農地 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (3) 実施要領第8に掲げる基準に適合すること。	業に要する総事業費の2分の1の額のいずれか低い額とする。	
2 モデル支援型					
(1) 都市農業における有機農業等の普及への支援 (2) 都市における農村ファンの拡大への支援	事項2の(1)は、都市農業における脱炭素化、化学農薬・化学肥料の使用の低減等の環境負荷軽減に向けて取り組む以下の(1)及び(2)の活動等を支援する。 事項2の(2)は、都市住民、企業等による都市農業との関わりを契機として、農山漁村との関係人口の創出・地方への人の流れを加速させるために取り組む以下の(1)及び(2)の活動等を支援する。 (1) 都市住民と共生する農業経営の実現に向けた取組を推進するための以下の活動等。 ア 都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成 イ 都市農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡	1 都道府県 2 市区町村 3 農業協同組合連合会、農業協同組合 4 農業委員会ネットワーク機構 5 社会福祉法人 6 特定非営利活動法人 7 一般社団法人、一般財団法人 8 公益社団法人、公益財団法人 9 商工会、商工会議所、観光協会 10 民間企業 11 生活協同組合連合会 12 農村振興局長が特に認める団体	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事項2の(1)又は(2)の取組を複数の地域又は業種が連携して一体的に実施すること。 (2) 事業実施区域が、都市計画法第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内に所在すること。 (3) 具体的な事業内容の(1)のイに取り組む農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ア 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内の農地 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 助成額の上限は、1事業実施主体当たり700万円とする。このうち、具体的な事業内容の(1)のイに取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容の(1)のアの事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。	1年

	易な施設等の整備 (ア) 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設 (イ) 農作業体験のための附帯施設その他当該農地の利用に必要な施設 (2) 都市農業者と都市住民が直接触れ合うマルシェの開催など、都市農業者と消費者である都市住民の交流促進のための取組		市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (4) 実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。 (5) 実施要領第8に掲げる基準に適合すること。		
(3) 都市部に おける防災 機能の強化 への支援	都市農地を活用した都市防災の機能の向上を図るため、都市住民、都市農業者、地方自治体の関係部局等が連携して取り組む以下の活動を支援する。 (1) 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知 (2) 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動並びに都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設の整備	1 都道府県 2 市区町村 3 農業協同組合連合会、農業協同組合 4 農業委員会ネットワーク機構 5 社会福祉法人 6 特定非営利活動法人 7 一般社団法人、一般財団法人 8 公益社団法人、公益財団法人 9 商工会、商工会議所、観光協会 10 民間企業 11 生活協同組合連合会 12 農村振興局長が特に必要と認める団体	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 複数の地域又は業種が連携して一体的に実施すること。 (2) 市区町村が事業実施主体と連携していること。 (3) 防災協力農地として指定する又は指定しようとする農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ア 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内の農地 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 助成額の上限、1事業実施体当たり700円とする。このうち、具体的な事内容の(2)にり組む場合の助成額の上限は、50円又は本事業にする総事業費の分の1の額のいれか低い額とする。	1年

			市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (4) 実施した活動を他地域へ波及させるため、実施に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。 (5) 実施要領第8に掲げる基準に適合すること。		
3 都市農地創設支援型					
(1) 宅地等の農地転換による都市農地の創設への支援	新たな都市農業経営の展開、都市農地の増加等による都市住民の農業への理解を促進するため、農業関係団体、民間事業者等が主体となって、地域の住民、地方公共団体、有識者等が参加する体制を整備し、以下の活動等を支援する。 (1) 都市農地を創設するための取組 (2) (1)により創設した都市農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備 ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止し、又は低減するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設 その他当該都市農地の利用に必要な施設	都道府県、市区町村、都市農業関係者等により構成される組織	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事業実施主体が地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。 (2) 事業実施区域が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内に所在すること。 (3) 具体的な事業内容の(2)に取り組む場合、以下のいずれかに該当すること。 ア 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区に今後、指定される見込みがあること。 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、今後保全の方針が示される見込みがあること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり600万円とする。このうち、具体的な事業内容の(2)に取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容の(1)の事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額	1年

			(4) 実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。 (5) 実施要領第8に掲げる基準に適合すること。	とする。	
(2) 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出への支援	都市の空閑地の活用による農業への理解の醸成及びコミュニティ機能の向上を促進するため、農業関係団体、民間事業者等が主体となって、地域の住民、地方公共団体、有識者等が参加する体制を整備し、以下の活動等を支援する。 (1) 農的空間を創出するための取組 (2) (1)により創出した農的空間の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備 ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止し、又は低減するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設その他当該農的空間の利用に必要な施設	都道府県、市区町村、都市農業関係者等により構成される組織	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事業実施主体が地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。 (2) 事業実施区域が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内に所在すること。 (3) 具体的な事業内容の(2)に取り組む場合、今後農的空間として適切に、保全し、又は利用することが都市農業関係者の間で合意されていること。 (4) 実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 助成額の上限は、1事業実施主体当たり600万円とする。このうち、具体的な事業内容の(2)に取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容(1)の事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。	1年

			(5) 実施要領第8に掲げる基準に適合すること。		
(3) 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地地区の導入への支援	都市農業の多様な機能が持続的に発揮されるよう、市街化区域内の農地の保全に向け、生産緑地地区を定めることを推進するため、都市住民、都市農業者、地方公共団体の関係部局等が連携する体制を整備し、以下の(1)及び(2)の活動等を支援する。 (1) 選定要件の(2)に規定する三大都市圏の特定市以外の市区町村が生産緑地地区を定めるための支援 (2) 生産緑地地区内の農地又は事業実施期間内に生産緑地地区が定められ、当該生産緑地地区の区域に含まれることが確実な農地の周辺環境対策等に必要な以下の掲げる簡易な施設等の整備 ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止し、又は低減するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設その他当該都市農地の利用に必要な施設	都道府県、市区町村、都市農業関係者等により構成される組織	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事業実施主体が地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。 (2) 以下のアからエまでに該当しない政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の区域又は以下のオからキまでに該当しない市区町村で実施される取組であること。 ア 特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいう。） イ 首都圏（首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第1項に規定する首都圏をいう。） ウ 近畿圏（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する近畿圏をいう。） エ 中部圏（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第1項に規定する中部圏をいう。） オ 首都圏整備法第2条第3	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 助成額の上限は、1事業実施主体当たり600万円とする。このうち、具体的な事業内容の(2)に取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容の(1)の事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。	1年

			項に規定する既成市街地又は同条第 4 項に規定する近郊整備地帯 カ 近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街区域又は同条第 4 項に規定する近郊整備区域 キ 中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域 (3) 都市計画法第 7 条の規定による市街化区域をその全部又は一部を含む市町村が事業実施主体と連携していること又は市町村が事業実施主体の構成員であること。 (4) 事業実施区域が都市計画法第 7 条の規定による市街化区域内に所在すること。 (5) 具体的な事業内容の (2) の対象となる農地が、生産緑地地区の区域内の農地又は事業実施期間内に生産緑地地区が定められ当該生産緑地地区の区域に含まれることが確実な農地であること。 (6) 実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。		
--	--	--	--	--	--

			(7) 実施要領第8に掲げる基準に 適合すること。		
--	--	--	------------------------------	--	--

別表 2（第 4 の 1 関係）

目標及び指標の例

事業内容	目 標	指 標	単位
1 都市住民と共生する農業経営に向けた取組			
都市農業推進協議会の開催	都市農業の機能についての理解促進	協議会への参加者数	延べ人数
住民向けのシンポジウム等の開催	〃	シンポジウム等への参加者数	延べ人数
簡易な施設整備			
農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設整備	都市農地の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大	m ²
	〃	施設整備に伴う周辺住民の生活安定	人
農作業体験のための附帯施設整備	都市農業の理解醸成	利用者数	人
2 情報発信活動			
マルシェの開催	現場からの情報発信	マルシェの来場者数	延べ人数
	〃	マルシェの売上額	円
	〃	都市農業への理解度の向上	%、人/人中
3 防災協力農地の機能強化の取組			
住民向け説明会等の開催	都市住民等の理解促進	説明会等への参加者数	人
意義周知資料の作成	〃	都市農業機能への理解度の向上	%、人/人中
新たな協定の締結に向けた取組	協力農家の掘り起こし	農家への意向調査、訪問説明数、協力農家数、協力農地面積	件 m ²
防災訓練の実施	地域の協力体制の強化	訓練参加者数	延べ人数
簡易な施設整備			
防災兼用井戸の整備	都市農地の保全・都市農業の振興	安定した用水確保に伴う生産量の維持・拡大	m ²
	災害時における雑用水の確保	揚水量	リットル
ほ場進入路の拡幅	都市農業の振興	進入路拡幅に伴う生産性の向上	m ²
	災害時の避難効率向上	災害時に想定する避難者数	人

4 都市農地の創設に向けた取組			
住民向け説明会等の開催	都市住民の理解促進	説明会等への参加者数	延べ人数
意義周知資料の作成	〃	都市農業機能への理解度の向上	%、人/人中
簡易な施設整備			
農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設整備	都市農地の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大	m ²
	〃	施設整備に伴う周辺住民の生活安定	人
農作業体験のための附帯施設整備	都市農業の理解醸成	利用者数	人
5 農的空間の創出に向けた取組			
意義周知資料の作成	都市住民の理解促進	都市農業機能への理解度の向上	%、人/人中
簡易な施設整備			
農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設整備	農的空間の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大	m ²
	〃	施設整備に伴う周辺住民の生活安定	人
農作業体験のための附帯施設整備	都市農業の理解醸成	利用者数	人
6 生産緑地地区の導入に向けた取組			
住民向け説明会等の開催	都市住民の理解促進	説明会等への参加者数	人
意義周知資料の作成	〃	都市農業機能への理解度の向上	%、人/人中
簡易な施設整備			
農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設整備	都市農地の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大	m ²
	〃	施設整備に伴う周辺住民の生活安定	人
農作業体験のための附帯施設整備	都市農業の理解醸成	利用者数	人

別紙 1（第 4 の 1 関係）

農山漁村振興交付金の対象経費

都市農業共生推進等地域支援事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費（飲食、喫煙、手土産、接待等その他の事業の遂行に直接関係のない経費は対象外。）、車輛燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の 5 割までとする。）
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当等）（本事業の業務を実施するための労働の単価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修費	実践研修に要する経費

別紙 2（第 4 の 1 関係）

施設整備事業の対象経費は、以下及び別紙 3、4、5 及び 6 のとおりとする。

1 簡易な基盤整備

区画整理等の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係 (a) 工事費 (b) 測量設計費 (c) 機械器具費 (d) 営繕費 (e) 全体実施設計費	支給品費を含む。 工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費 工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が工事期間を超えるものを除く。） 工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入に必要な経費
2 工事雑費	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3019 号農林水産省農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の 2 によるものとする。

2 機械器具

機械器具の購入に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 付属機械器具購入費	機械器具は汎用性がないものに限る。
2 工事雑費	本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料

3 建設工事及び製造請負工事

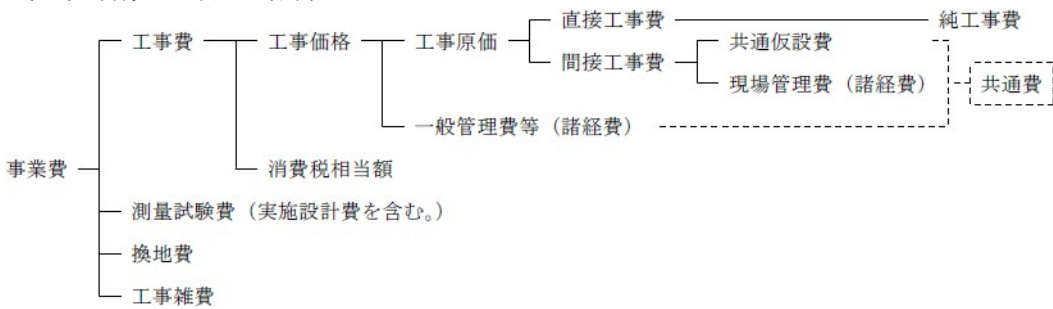
建設工事及び製造請負工事の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	機械器具は汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の 2 によるものとする。

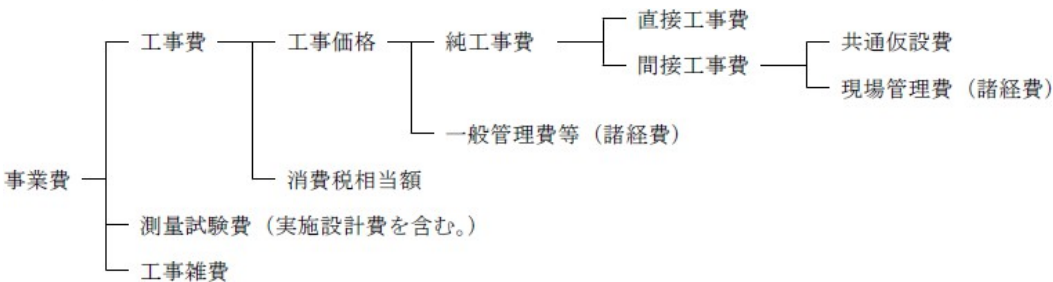
別紙3（第4の1関係）

1 簡易な基盤整備

(1) 請負施行の場合

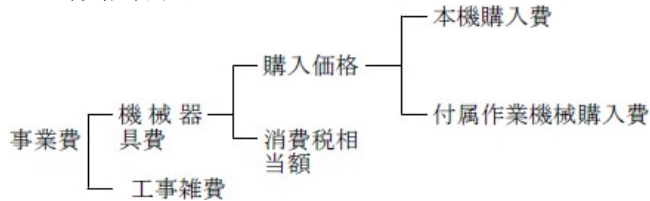


(2) 直営施行の場合



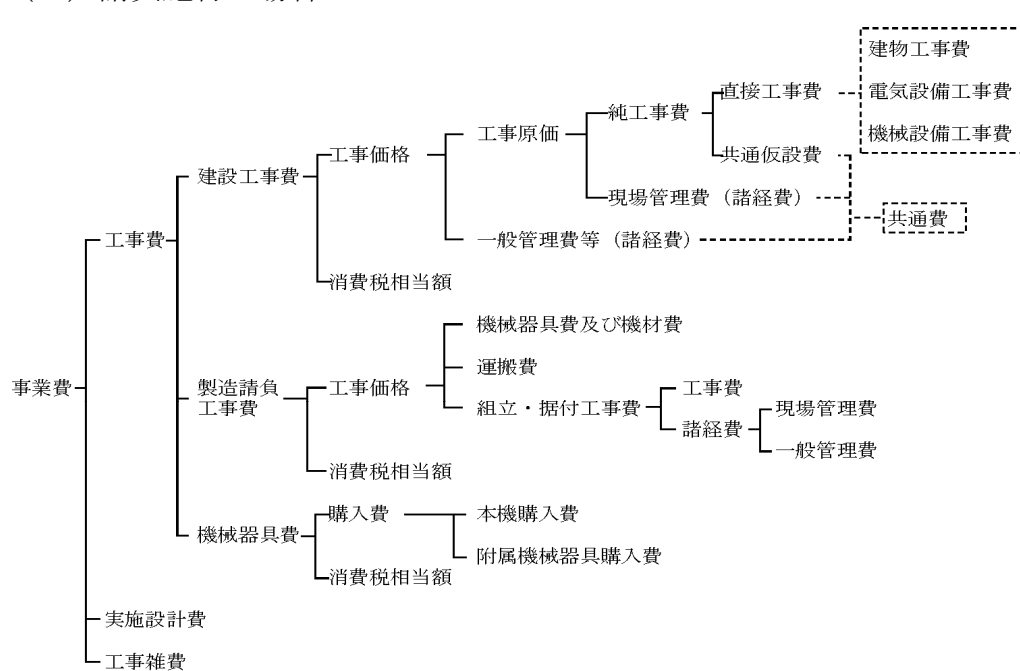
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。

2 機械器具



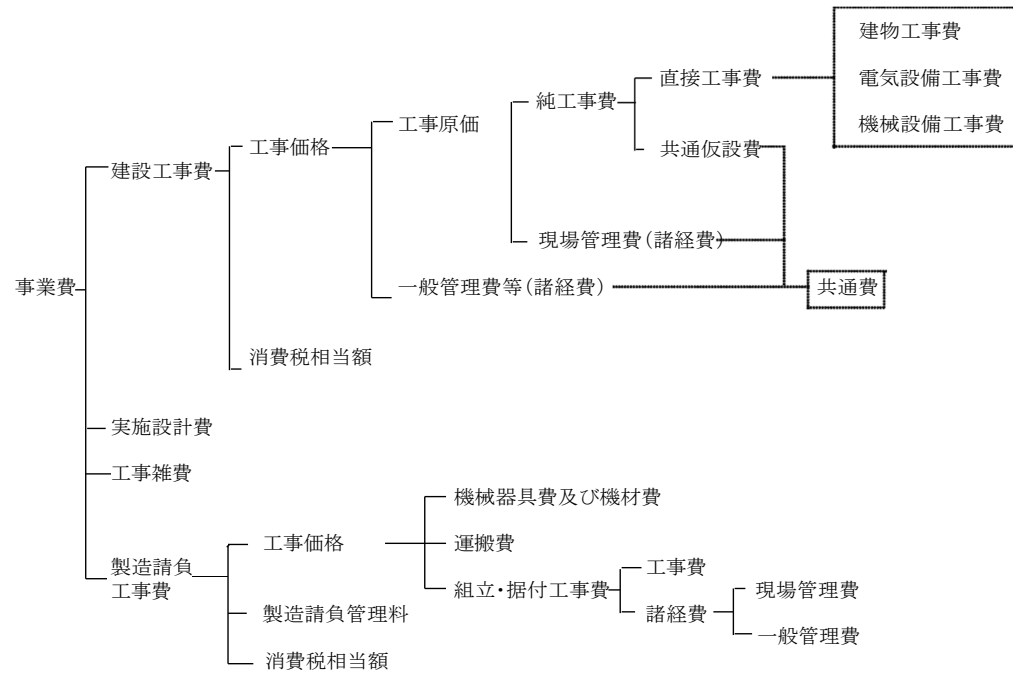
3 建築工事及び製造請負工事

(1) 請負施行の場合



注) この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」、「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準拠したものである。

(2) 代行施行の場合



別紙４（第４の１関係）

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別紙 5（第 4 の 1 関係）

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店又は支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別紙6（第4の1関係）

一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費 事務用品費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用